

「外国為替及び外国貿易法」における北朝鮮・イラン関連規制について

当行は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という）にもとづく経済制裁措置の確実な実施のため、外為法 17 条の規定により、お客様の海外送金が下記の北朝鮮並びにイラン関連規制*の対象取引ではないこと等を確認しております。

現在、当行を利用しての外国送金等を行われるお客様におかれましては、「北朝鮮並びにイラン関連規制の対象取引ではない」という意味の“NNK,NI”（Not North Korea, Not Iran）とご申告をいただいております。

今後はより確実な法令順守のため、お客様の知りうる限りにおいて、**お客様の海外送金取引の最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者でないこと**、また、**送金先の主な株主や取締役の中に北朝鮮居住者（法人・個人）がないこと**もご確認の上、“NNK”（Not North Korea）のご申告をお願い申し上げます。

「db-direct internet」に関する質問や入力方法については下記までお問い合わせください。

ドイツ銀行 東京支店 インプリメンテーション&サービス部 TEL : 03-5156-4222 電子メール : ams.tokyo@db.com

*北朝鮮並びにイラン関連規制

- ・「北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入及び仲介貿易取引」を禁止する措置（平成 18 年 10 月 14 日実施）
- ・「北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び仲介貿易取引」を禁止する措置（平成 21 年 6 月 18 日実施）
- ・「北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る資産の移転等の防止措置」（平成 21 年 7 月 7 日実施）
- ・「イランの核活動等に寄与する目的で行われる資金移転の防止措置」（平成 19 年 2 月 17 日実施） 等

（2019 年 11 月 25 日 現在）